第2回　特定保健用食品公正取引協議会広告審査会　審査結果

１　日　　時

2022年8月19日（金）　13：00～16：30

２　場　　所

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会　3階会議室（Web併用）

３　審査対象

広告収集期間　2021年5月～2022年3月（11か月間）

４　収集件数

50件（内訳）テレビ14件、新聞16件、雑誌13件、Webランディングページ7件

５　審査要領

外部専門家（第三者委員）4名と特定保健用食品公正取引協議会（以下協議会）会員企業のメンバーで構成された広告研究会の代表3名で構成し、協議会会員企業が出稿した広告について、「特定保健用食品 公正競争規約」「同　施行規則」「同　運用基準（会員限定公開）」および関連法規への適合性を確認した。

６　審査結果

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 媒体判定 | A | B  | C | 適正 | 合計 |
| テレビ | 0 | 0 | 0 | 14 | 14 |
| 新聞 | 0 | 1 | 1 | 14 | 16 |
| 雑誌 | 0 | 4 | 1 | 8 | 13 |
| Web | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| 合計 | 0 | 5 | 2 | 43 | 50 |
| 会社数と商品数 | 0 | 1社1商品 | 1社1商品 | 12社18商品 | 14社20商品 |

＊　適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促す。

注）・A判定

　　「特定保健用食品 公正競争規約」「同　施行規則」「同　運用基準（会員限定公開）」

（令和2年8月21日）に著しく抵触するものおよび虚偽、特定保健用食品の許可範囲を超える表現など。

・B判定

　　「特定保健用食品 公正競争規約」「同　施行規則」「同　運用基準（会員限定公開）」

（令和2年8月21日）に抵触するもの。

・C判定

「特定保健用食品 公正競争規約」「同　施行規則」「同　運用基準（会員限定公開）」

（令和2年8月21日）に抵触するおそれのあるものおよび消費者に誤認を与えるおそれのあるもの。

【関連法規等】

健康増進法、景品表示法、「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（令和2年11

月17日 消食表第437号 消費者庁食品表示企画課長通知）。

７　「特定保健用食品公正取引協議会広告審査会」（第2回）審査概評

特定保健用食品公正取引協議会広告審査会　委員長　林　功

1991年（平成3年）に制度化された特定保健用食品は、2022年9月現在で1060品目が許可・承認されている。

協議会では、専門部会として「広告審査会」を設置した。この「広告審査会」は、2013年度より公益財団法人 日本健康・栄養食品協会で、開催されてきた「特定保健用食品広告審査会」を引き継ぐとともに、広告表示の適正化のみでなく、推奨すべき広告表示についても広く周知することで、より一層の〈トクホ〉の広告表示の向上を目指している。

 第2回「広告審査会」は、2022年8月19日に開催され、審査の対象としたテレビ、新聞、雑誌、ランディングページ（Web）の広告50件について審査を行った。

【審査結果と主な指摘事項】

●「A」判定0件、

●「B」判定5件、

　・関与成分ではなく、商品に機能があるように誤解させる表現であり、抵触する。

許可表示は「▲▲を高める働きのある○○を含んでおり…」となっているため、当該保健用

食品自体が保健の用途に適していると誤認を与える。

これは、質疑応答集問51（旧、問53）に係る問題である。

質疑応答集問51については、広告審査会として大きな案件と捉えている。趣旨は理解できるが、特保は最終製品で試験をしているので、関与成分ではなく、製品での機能表示が認められてもいいのではないか。消費者庁と協議して欲しい。

●「C」判定2件

　・一般食品がトクホであるとの、誤認されるおそれがある。

・トクホ商品の紹介がメインの広告において、機能性表示食品も掲示されているため、広告の

説明が機能性表示食品にも及ぶと誤認されるおそれがある。

　＊審査会で推奨された表示例

　　・摂取目安量が具体的に示されており、わかりやすい。

・TVCMで、特保マークとキャッチコピーの下に許可表示が長時間、大きく明示されていて、

わかりやすい。

* なお、食後の血糖値のように、医学的・生理学的理由により、健康診断の検査方法（空腹時血糖測定）とトクホの試験の方法（負荷試験による血糖値上昇抑制効果）が異なる場合に「健康診断～」と広告する場合は、トクホを消費者が適切に利用できる情報提供として健康診断での数値から自らがその対象であることがわかるような表示を付け加えることが望ましい。

適合性に疑問があると判定された広告について、協議会から当該企業に連絡し、改善・検討をお願いするとともに、協議会会員等にも会社名、商品名等を伏せた上で周知し、今後の〈トクホ〉広告を作成する際の参考としていただきたいと考えている。

　公正競争規約に基づき事業者間の公正な競争を確保するとともに、消費者に定着した〈トクホ〉制度をより健全に維持、発展させるために、関連企業におかれては、〈トクホ〉の広告・表示が消費者にとってわかりやすいものとなるよう、より一層ご尽力いただきたい。

以上